

令和7年度愛媛県徴収確保基本方針

- 1 県税収入は、県財政を支える根幹であり、厳しい財政状況の中で、税負担の公平性の確保や納税者の信頼に基づく県政運営の観点から、平成15年度を「滞納整理元年」と位置付け、大多数の納期内納税者の視点に立ち、滞納処分（差押）を前提とした滞納整理を積極的に推進している。

令和6年度においても厳正な滞納整理を進めた結果、県税徴収率は99.53%（前年度比0.15ポイント増）となり、「長期数値目標（R3～R7）」で掲げる目標（99.20%以上の維持）を4年連続で達成した。

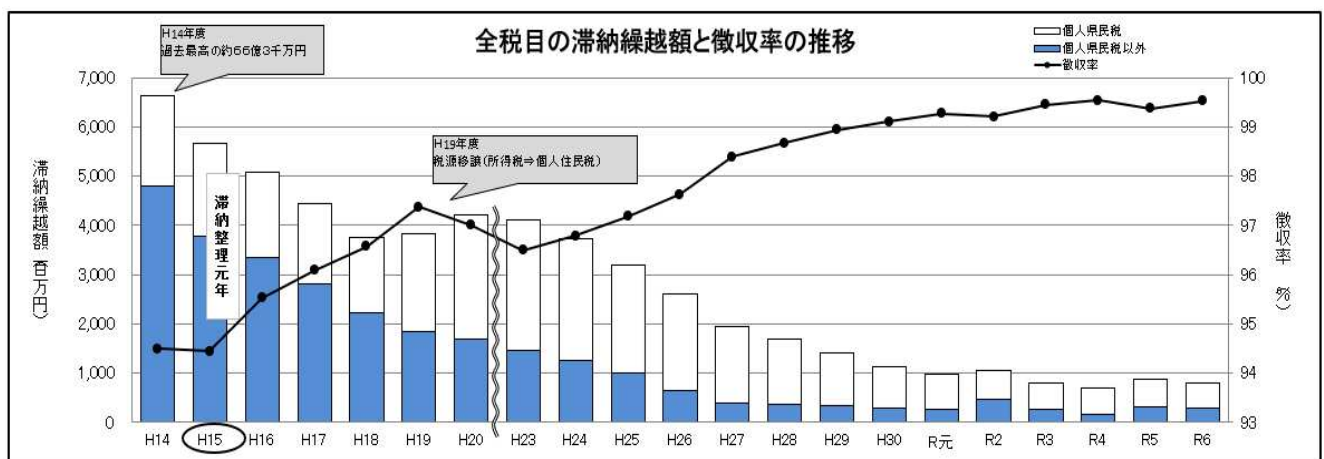
- 2 「長期数値目標」の達成に向け、今年度も全職員が一丸となり、次の内容に重点を置き、県税徴収率の向上及び滞納繰越額の削減に向けた更なる徴収確保対策に努めることとする。

- （1）適切な状況判断と迅速な滞納整理
- （2）早期解決を目指した進行管理の徹底
- （3）広範な財産調査の展開と適切な滞納処分の実施
- （4）納税（徴収）緩和制度の周知と適切な運用

更なる徴収率の向上、滞納繰越額の削減を実現するため、徴収努力が反映されやすいと言われる「自動車税種別割」、「個人事業税」、「不動産取得税」については重点的に徴収確保対策を展開し、特に現年課税分の徴収率の向上に努めるとともに、キャッシュレス納付等による効率的な納付方法の啓発活動を推進し、納期内納付率の上昇を目指す。

特に「自動車税種別割」については、「長期数値目標」で同税の滞納繰越額の削減目標を定めていることから、最終年度に当たる7年度末の目標達成を目指す。

また、滞納繰越額の6割を占める「個人県民税」については、県税徴収率の向上と滞納繰越額の削減を図るうえで“重要な税目”と位置付け、賦課徴収する市町との連携を強化するため、県から適宜情報提供するなど、積極的に各種の取組みを推進する。



年 度	H14	H15
滞納繰越額	6,628	5,666
内個人県民税	1,819	1,879
除個人県民税	4,809	3,787
徴収率	94.50	94.44
全国順位	42位	42位

～

H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
1,939	1,688	1,410	1,143	980	1,067	795	695	879	809
1,556	1,314	1,076	854	704	597	532	521	568	513
383	374	334	289	276	470	263	174	311	296
98.40	98.68	98.94	99.11	99.27	99.21	99.45	99.54	99.38	99.53
9位	6位	4位	2位	1位	1位	1位	1位	4位	-

【長期数値目標（R3～R7）】

- 県税徴収率（現年＋滞繰）
99.20%以上の徴収率を維持する。
- 自動車税の滞納繰越額
過去最高の現年度徴収率を維持しつつ、自動車税滞納繰越額を令和2年度末から3割削減する。

1 県が直接賦課徴収する税目の徴収確保対策

（１）適切な状況判断と迅速な滞納整理

- ア 滞納整理は、現年課税分に軸足を置き、「年度内整理」を基本として、前年度における月別徴収状況等を踏まえ、年間滞納整理計画を策定のうえ、職員に周知徹底を図り、適切な現状分析に応じた滞納整理を実施すること。
- イ 財産調査等により収入状況等を十分に確認したうえで滞納処分を行うなど、機動的・弾力的な徴収確保対策を展開すること。

（２）早期解決を目指した進行管理の徹底

- ア 管理職は、【長期数値目標】の達成に向け、職員に対するヒアリング等によって個々の職員及び組織全体の進捗を把握し、具体的な助言・指導等、早期解決を目指した進行管理を徹底するとともに、担当事務の調整や課税・収納部門との連携強化を図るなど、組織的な徴収確保対策を講じること。
- イ また、県税システム等を活用した効率的な債権管理（納税管理）はもとより、大口滞納案件ヒアリングや滞納整理検討プロジェクトチーム等を通じ、進捗状況の見える化を進め、情報共有及び円滑な業務フォローに努めること。

（３）広範な財産調査の展開と適切な滞納処分の実施

- ア 財産調査は、効果と効率を意識して、給与・年金、預金、生命保険、売掛金等の換価が容易な債権から優先的に行うこと。また、過去の調査資料や差押情報等を最大限活用するほか、税務署調査、搜索による帳簿等の検査、預金履歴の精査等に取り組み、第三債務者を把握したときは、具体的な調査・照会の速やかな実施を徹底すること。
なお、この調査・照会に対して非協力的な第三債務者には、第三債務者の所在地に臨場して協力を求めるなど必要な対策を講じること。
また、法人二税や個人事業税などについては、課税部門と緊密に連携し、情報の共有化を図ること。
- イ 給与（賞与）・年金、売掛金の差押えについては、次年度以降の滞納発生への抑止効果が期待できることから、優先的に調査を実施すること。
- ウ 「市町村税・県税一斉滞納整理強化期間（11～12月）」では、給与（賞与）の差押えを集中実施すること。
- エ タイヤロック（自動車・軽自動車の差押・占有）は、装置装着により自主納付、早期完納が見込まれるため、日常的な滞納整理手法のひとつとして実施すること。
- オ 搜索が不可欠な滞納案件は積極的に着手し、その内、早期対応案件や大口滞納案件、加えて不動産公売案件及び特殊事情案件等は、適宜「特別滞納整理班」へ引き継ぐこと。
また、時差出勤制度を活用し、通常勤務時間帯以外での滞納整理や、夜間でも公衆が出入することができる場所については、夜間搜索の可能性を検討すること。
- カ 財産調査を行った結果、滞納処分することができる財産がないと認められる者等に対しては、適切に滞納処分の執行停止を行うこと。

（４）納税（徴収）緩和制度の周知と適切な運用

- ア 収入が減少して担税力が低下した者等に対して、救済としての徴収猶予や換価猶予の制度を活用し、生活や事業の継続を図りながら円滑な税収の確保を図ること。
- イ 県HP等において徴収猶予や換価猶予の制度の積極的周知を行うとともに、申請要件を満たす者には確実な手続きを行い、分納管理を徹底すること。

2 個人県民税の徴収確保対策

（１）市町と連携した滞納整理の推進

「県と市町の税務職員の相互併任」を活用した情報共有など県と市町の連携強化を図りながら、県による個人住民税の直接徴収（特例滞納処分）に積極的に取り組むほか、特別徴収義務者の滞納案件（現年分）が新規に発生したときは、市町と緊密に連携して早期解決を図ること。

県と市町との共同催告は、より効果の高い催告となるよう市町と協力して実施すること。

（２）「個人住民税特別徴収の完全実施」後における市町との連携

「個人住民税特別徴収の完全実施（平成 27 年度）」後における市町との連携について、滞納の未然防止に取り組む具体的な課題や改善策等の情報交換する場を、地方局または支局ごとに年 1 回程度設けること。

また、普通徴収から特別徴収に切り替えていない事業者に対し、市町とともに働きかけるなど市町連携の深化に努めるとともに、県HP等において特別徴収の制度を周知すること。